

長野市屋外広告物条例の改正について

○平成 29 年度 3 月議会に提出議案として予定している条例改正案の概要

1. 屋外広告物規制地域の第 2 種規制地域に「田園住居地域」を追加

- ・都市計画法で定める用途地域に「田園住居地域」が新たに追加
- ・屋外広告物条例では、すべての用途地域に第 2 種から第 4 種の規制地域を指定しているため、「田園住居地域」もこれに追加
- ・「田園住居地域」は、国交省が定める条例ガイドラインにおいて低層住居専用地域と同じ規制を設けるべきとの考え方が示されている。
- ・条例では、低層住居専用地域は第 2 種規制地域に指定しているため、「田園住居地域」も第 2 種規制地域に含める。
- ・長野市では、今後指定の要否も含めて検討を進めていく予定

改正後	改正前
<p>(規制地域)</p> <p>第 5 条 広告物等の表示の方法等を規制する地域又は場所として、第 1 種規制地域、第 2 種規制地域、第 3 種規制地域及び第 4 種規制地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 種規制地域 住宅環境や優れた沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域で、次に掲げる地域又は場所をいう。</p> <p>ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>並びに風致地区</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(規制地域)</p> <p>第 5 条 広告物等の表示の方法等を規制する地域又は場所として、第 1 種規制地域、第 2 種規制地域、第 3 種規制地域及び第 4 種規制地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 2 種規制地域 住宅環境や優れた沿道景観に配慮し、良好な景観の形成及び風致を維持すべき地域で、次に掲げる地域又は場所をいう。</p> <p>ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに風致地区</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

田園住居地域とは・・・

「低層住宅地の良好な住環境と、農業用地が調和した用途地域」

田園住居地域内に建てられるもの

低層住居専用地域内に建築可能なもの

- 住宅、老人ホーム、診療所 等
- 日用品販売店舗、喫茶店、サービス業店舗等（150 m²以内）

+

農業用施設

- 農産物の生産資材の貯蔵に供するもの：農機具収納施設等
- 農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等（500 m²以内）
- 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの